

# 災害・鉱害発生時等の連絡について

資料 4-1

令和 7 年 6 月  
関東東北産業保安監督部東北支部

## 法令に基づく鉱業権者義務

鉱山保安法第 41 条第 1 項及び第 2 項  
(鉱山保安法施行規則第 45 条及び第 46 条第 1 項表第 1 号～第 24 号)

### ・ 災害、事故

(死者、3 日以上休業見込み負傷者、火災等)

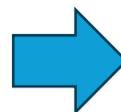
### ・ 鉱害

(坑水・廃水の排水基準超過等)

### ・ 自然災害による被害

(水害・風害・雪害・震災等)

が発生した場合



**被害の状況を速やかに**  
**監督部に電話等で連絡**

※鉱害の場合、監督部への連絡とともに  
国土交通省河川事務所等へ連絡を

## 文書による要請

令和 5 年 4 月 28 日付け 20230417 産保東第 4 号

### ・ 大雨(土砂災害警戒情報)

### ・ 震度 5 弱以上の地震

が発生した場合



**被害の有無を調査し**  
**原則 1 時間以内に**  
**監督部に電話等で連絡**

※具体的な連絡先電話番号等については、別紙参照のこと

## <災害・鉱害発生時の緊急連絡先>

[昼間]

〔災害・  
鉱害発生時〕

鉱山及び  
関係機関



関東東北産業保安監督部東北支部			
災害 発生	鉱山	TEL(直通)	022-221-4962
	保安課	TEL(直通)	022-221-4964
鉱害 発生	鉱害	TEL(直通)	022-221-4965
	防止課	TEL(直通)	022-221-4968
災害・鉱害 共通		メール	<sup>エル</sup> bz   -thk-kouzan-jiko@meti.go.jp

注) 直通番号に連絡がつかない場合は[夜間・休日]の番号へ連絡すること

**※第1報は必ず電話連絡を!**

[夜間、休日]

〔災害発生時〕

鉱山及び  
関係機関



鉱山保安課長 川名 和広

携帯 080-5471-7211

注) 鉱山保安課長に連絡がつかない場合は鉱害防止課長へ連絡すること

〔鉱害発生時〕

鉱山及び  
関係機関



鉱害防止課長 生田目 仁司

携帯 080-5471-7212

注) 鉱害防止課長に連絡がつかない場合は鉱山保安課長へ連絡すること

災害・鉱害  
共通



メール <sup>エル</sup> bz | -thk-kouzan-jiko@meti.go.jp

**※第1報は必ず電話連絡を!**